

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について（新旧対照表）

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>一部改正 国自安第 47号</u> <u>国自貨第 34号</u> <u>国自整第 65号</u> <u>平成 29年 6月 8日</u></p> <p style="text-align: center;">貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1 条～第 7 条 (略)</p> <p>第 8 条 乗務等の記録</p> <p>1. 乗務等の記録は乗務員の乗務の実態を把握することを目的とするものであることから、事業者に対し、次の要領で記録し、過労の防止及び過積載による運送の防止等業務の適正化の資料として十分活用するよう指導すること。</p> <p>(1) 10 分未満の休憩については、その記録を省略しても差しつかえない。</p> <p>(2) 規則第 3 条第 8 項に規定する乗務の基準に定められたとおり運行した場合には、乗務基準どおり運行した旨を記録し処理することとして差しつかえない。</p> <p>(3) <u>規則第 8 条第 1 項第 6 号イについては、過積載による運送の有無を判断するために記録するものであるので、貨物の重量又は貨物の個数、貨物の荷台等への積付状況等を可能な限り詳細に記録させること。</u> <u>また規則第 8 条第 1 項第 6 号ロについては、集貨地点等における到着日時から出発日時までの時間のうち、業務（荷積み、荷卸し、附帯作業等）及び休憩に係る時間を除外した時間(以下「待機時間」という。) が 30 分未満の場合は、記録を省略して差しつかえない。</u> <u>なお荷主の都合とは、事業者としての運行計画又は運行指示によらない、荷主の指示等によるものをいい、事業者の都合により生じた待機時間は、これに含まない。</u></p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則 <u>(平成 29 年 6 月 8 日付け国自安第 47 号、国自貨第 34 号、国自整第 65 号) 改正後の通達は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1 条～第 7 条 (略)</p> <p>第 8 条 乗務等の記録</p> <p>1. 乗務等の記録は乗務員の乗務の実態を把握することを目的とするものであることから、事業者に対し、次の要領で記録し、過労の防止及び過積載による運送の防止等業務の適正化の資料として十分活用するよう指導すること。</p> <p>(1) 10 分未満の休憩については、その記録を省略しても差しつかえない。</p> <p>(2) 規則第 3 条第 7 項に規定する乗務の基準に定められたとおり運行した場合には、乗務基準どおり運行した旨を記録し処理することとして差しつかえない。</p> <p>(3) <u>車両総重量が 8 トン以上又は最大積載量が 5 トン以上の普通自動車である事業用自動車に乗務した場合にあっては、貨物の積載状況の記録を義務付けているが、これは、過積載による運送の有無を判断するために記録するものであるので、貨物の重量又は貨物の個数、貨物の荷台等への積付状況等を可能な限り詳細に記録させること。</u></p> <p>附 則 (略)</p>